

老人福祉施設等危機管理マニュアル 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p data-bbox="376 451 904 483">老人福祉施設等危機管理マニュアル</p> <p data-bbox="506 1031 770 1062">令和 <u>7</u>年 <u>4</u>月改訂</p> <p data-bbox="443 1094 833 1126">埼玉県福祉部高齢者福祉課</p> <p data-bbox="215 1326 497 1358">次第～第2の2 （略）</p>	<p data-bbox="1357 451 1886 483">老人福祉施設等危機管理マニュアル</p> <p data-bbox="1487 1031 1751 1062">令和 <u>6</u>年 <u>6</u>月改訂</p> <p data-bbox="1424 1094 1814 1126">埼玉県福祉部高齢者福祉課</p> <p data-bbox="1196 1326 1478 1358">次第～第2の2 （略）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p data-bbox="168 231 257 255"><別添></p> <p data-bbox="369 263 907 287">福祉事務所等へ報告すべき事件・事故等の範囲</p> <p data-bbox="190 327 1108 422">各老人福祉施設等は、利用者等へのサービスの提供に伴い、次に該当する事件・事故等が発生した場合、所管の福祉事務所（蕨市及び戸田市所在の老人福祉施設等は高齢者福祉課）へ報告を行うものとする。</p> <p data-bbox="190 454 739 478">(1) サービス提供による利用者等の事故等の発生</p> <p data-bbox="224 486 1108 582">① 事故等とは、サービス提供に関連した死亡事故の他、骨折、裂傷、火傷、誤嚥、窒息、異食、誤薬等で医療機関を受診等（老人福祉施設等での医療処置を含む。）又は入院したものをいう。</p> <p data-bbox="257 582 1108 646">ただし、比較的軽度な擦過傷や打撲などの日常生活に大きな支障がないものは除く。</p> <p data-bbox="224 646 1108 710">② 老人福祉施設等における事故の他、送迎、通院、レクリエーション等の間の事故を含む。</p> <p data-bbox="224 710 1108 774">③ 老人福祉施設等の過失の有無は問わない。また、利用者自身や第三者に起因するものも含む。</p> <p data-bbox="224 774 1108 869">※ 老人福祉施設等の管理者や嘱託医がサービス提供に起因しないと判断した疾病による入院や死亡（誤嚥性肺炎や老衰等）については、報告は不要であるが、介護記録等にその経緯を記録しておくこと。</p> <p data-bbox="190 869 683 893">(2) 感染症、食中毒、結核及び疥癬等の発生</p> <p data-bbox="224 901 1108 997">① 感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類、2類、3類、新型インフルエンザ及び指定感染症等とする。</p> <p data-bbox="224 997 1108 1061"><u>② ①以外の感染症（※）の発生等、利用者等その他にまん延するおそれのある場合も報告対象を含む。</u></p> <p data-bbox="257 1061 1108 1220"><u>ただし、5類感染症（新型コロナウイルス、季節性インフルエンザ、感染性胃腸炎（ノロウイルス）等）については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年厚生労働省関係各局長通知）において施設長が市町村及び保健所に報告するものと定められている以下のいずれかに該当する場合に報告するものとする。</u></p>	<p data-bbox="1142 231 1232 255"><別添></p> <p data-bbox="1355 263 1892 287">福祉事務所等へ報告すべき事件・事故等の範囲</p> <p data-bbox="1176 327 2094 422">各老人福祉施設等は、利用者等へのサービスの提供に伴い、次に該当する事件・事故等が発生した場合、所管の福祉事務所（蕨市及び戸田市所在の老人福祉施設等は高齢者福祉課）へ報告を行うものとする。</p> <p data-bbox="1164 454 1713 478">(1) サービス提供による利用者等の事故等の発生</p> <p data-bbox="1198 486 2094 582">① 事故等とは、サービス提供に関連した死亡事故の他、骨折、裂傷、火傷、誤嚥、窒息、異食、誤薬等で医療機関を受診等（老人福祉施設等での医療処置を含む。）又は入院したものをいう。</p> <p data-bbox="1232 582 2094 646">ただし、比較的軽度な擦過傷や打撲などの日常生活に大きな支障がないものは除く。</p> <p data-bbox="1198 646 2094 710">② 老人福祉施設等における事故の他、送迎、通院、レクリエーション等の間の事故を含む。</p> <p data-bbox="1198 710 2094 774">③ 老人福祉施設等の過失の有無は問わない。また、利用者自身や第三者に起因するものも含む。</p> <p data-bbox="1198 774 2094 869">※ 老人福祉施設等の管理者や嘱託医がサービス提供に起因しないと判断した疾病による入院や死亡（誤嚥性肺炎や老衰等）については、報告は不要であるが、介護記録等にその経緯を記録しておくこと。</p> <p data-bbox="1164 869 1668 893">(2) 感染症、食中毒、結核及び疥癬等の発生</p> <p data-bbox="1198 901 2094 997">① 感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類、2類、3類、新型インフルエンザ及び指定感染症等とする。</p> <p data-bbox="1198 997 2094 1061"><u>② それら以外の感染症（※）や疥癬の発生等、利用者等その他にまん延するおそれのある場合も含む。</u></p> <p data-bbox="1198 1061 2094 1125"><u>※例：鳥インフルエンザ、レジオネラ症（4類） 新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス）（5類）</u></p>

改正後（新）

- ア 同一の感染症又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症又はそれが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※例：鳥インフルエンザ、レジオネラ症（4類）

- (3) 職員（従業者）の交通事故、法令違反及び不祥事、犯罪の発生等により利用者等や老人福祉施設等に損害を与えたもの。
※例：利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故、利用者宅の損壊、施設会計からの横領等
- (4) その他報告が必要と認められる事故の発生
利用者等の無断外出による行方不明者の発生や虐待の疑い等、利用者等の生命・身体に重大な結果を生じるおそれがあるもの。また、利用者間でのトラブルや家族とのトラブル等のうち收拾が難しいと考えられるもの。
- (5) 火災、震災、風水害等の災害
火災、震災、風水害等による利用者等や職員の人的被害及び施設・設備・敷地等の損壊が発生した場合。

第2の3～参考資料 （略）

改正前（旧）

- (3) 職員（従業者）の交通事故、法令違反及び不祥事、犯罪の発生等により利用者等や老人福祉施設等に損害を与えたもの。
※例：利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故、利用者宅の損壊、施設会計からの横領等
- (4) その他報告が必要と認められる事故の発生
利用者等の無断外出による行方不明者の発生や虐待の疑い等、利用者等の生命・身体に重大な結果を生じるおそれがあるもの。また、利用者間でのトラブルや家族とのトラブル等のうち收拾が難しいと考えられるもの。
- (5) 火災、震災、風水害等の災害
火災、震災、風水害等による利用者等や職員の人的被害及び施設・設備・敷地等の損壊が発生した場合。

第2の3～参考資料 （略）